

保険者の表示錯誤

上 原 純

第1章 はじめに

第1節 「表示錯誤」と「動機錯誤」

本稿は、保険者が何らかの不慮の事務的ミスによって、錯誤に基づく保険契約の締結をした場合における、当該保険契約の私法的効力について考察を試みる研究である¹⁾。

講学上、私法上の錯誤の概念には、「表示行為の錯誤（本稿においては「表示錯誤」という）」と「動機の錯誤」があるとされる。「表示錯誤」とは、表示上の効果意思に対応する内心的効果意思が存在しないことを表意者自身が知らないことをいい、「表示上の錯誤（書き間違い、言い間違い等）」と「内容の錯誤（表示行為の意味に関する錯誤）」を含むものとされる。他方、「動機の錯誤」とは、表示行為に至る前の、表意者の内心の意思成立過程に瑕疵がある場合をいう。

このうち、保険者の「動機の錯誤」については、特に、保険契約者の告知義務違反が認められる場合において、保険者が、告知義務違反解除（保険法 28 条、55 条、84 条）の主張のほかに、危険選択情報にかかる錯誤無効（民法 95 条）を主張し得るか、という観点から多く論じられてきた問題でもある²⁾。

これに対し、保険者の事務的ミスに起因する「表示錯誤」について扱う先行研究は、あまり見られないように思われる³⁾。

思うに、大量画一的に処理される保険事務システムの性質上、保険約款、保険証券等の誤表示や、保険料の計算間違い等、保険者のある一つのミスが、広範囲かつ大規模な影響を及ぼすことはあり得ることである。このような場合の対応について研究し、準備しておくことは、保険実務におけるリスク管理上、有用であると思われる。

そこで、本稿は、保険者の不慮の事務的ミスに起因する「表示錯誤」に論点を絞り、以下、検討を行うものである。

第2節 保険契約の特殊性（約款契約）

保険契約における表示錯誤を論じる際には、保険契約が約款による契約であるという特殊性を有する点を考慮する必要がある。

一般に約款契約は、契約内容を定型化し、多数取引の画一的処理を可能にすることで、企業経営等の合理化に資することを主たる趣旨・目的とするものであり、このことは、保険契約にも当てはまる。しかし、それ以上に、保険契約が約款契約であることの本質的意義は、保険契約が、その内容についてとりわけ高度の画一性を要請されているということを踏まえつつ理解されなければならない。

そもそも保険は、同種の危険に直面している者を多数集めて危険の分散を図る仕組みであることから、この加入者全体によって形成される団体的性質を有している。このことは、一般に「保険の団体性」と表現されるが、要するに、保険契約は、保険契約者と保険者との個別の取引であるとともに、団体的取引という側面も有している。そして、この「保険の団体性」を根拠に、保険契約者団体内における保険契約内容の画一性が特に要請され、それを実現する手段として約款契約という仕組みが用いられている。あるいは、このような画一性の要請を「保険契約者間平等原則」と呼称する向きもあるかもしれない。

ともかく、約款契約であるところの保険契約において、それを一部の保険契約者だけに適用されるような特殊な内容に個別的に変更すること（これを本稿では「約款契約の個別の変更」という）は、基本的には想定されていない。それゆえ、このような「約款契約の個別の変更」が、保険者の意図的行為となされることは、現実的に考えられず、それが実際に生じるとすれば、保険者にとって不慮の事態ということになる。そして、かかる不慮の事態の一典型として、本稿が検討対象とする、保険者の表示錯誤がある⁴⁾。

したがって、「保険の団体性」や「保険契約者間平等原則」に反する「約款契約の個別の変更」がなされた場合に、その私法的効力を有効と解すべきか否か、という問題は、本稿においても検討する必要がある。

第3節 本稿の検討課題

以上の次第から、本稿は「(民法上の) 錯誤論」と「約款契約の個別の変更」

の二つの論点に分けて、次章以下、本論を展開する。

ところで、保険者の表示錯誤には、表示された意思内容（表示的効果意思）が、保険者が本来意図した内容（内心的効果意思）と比較して保険契約者に有利な場合と、不利な場合とがあり得る。このうち、保険者の誤表示が、本来の保険契約の内容よりも保険契約者に不利である場合については、本稿での検討対象とはしない。なぜなら、この場合、保険者としては、誤った契約状態を存置すべきではないとの判断から、それを本来の内容（保険契約者有利な方向）に修正しようとするのが一般的と思われるが、そこでは、保険者と保険契約者の利害は対立せず、当該誤表示の私法上の効力の如何が実際上の法律問題となる可能性は低いためである。

反対に、保険契約者に有利な誤表示の場合、保険者がそれを無効として正しい内容に変更しようすれば、かかる契約変更を拒絶する保険契約者との利害対立が生じ得るため、当該誤表示の私法上の効力の如何は、実際上の意義を有する法律問題となる。

そこで、本稿は、保険者の表示錯誤により、保険契約者に有利な内容の意思表示がなされた場合に、保険者が、保険契約者の意思の如何にかかわらず一方的にそれを無効⁶⁾とすることができるか、という法律問題を次章以下の検討課題とする。

第2章 錯誤論

第1節 錯誤の先行問題

例えば、表意者（保険者）が「A」という内容の主観的意思を有しながら、「B」という誤表示をしたと仮定する。この場合、もし、「B」という表示の意味が「A」という意味である（ $B=A$ ）と解釈されるのであれば、表意者の意味したとおりの内容（A）で表示が効力を有することになるから、もはや、表示錯誤を論じる余地はない。そうではなくて、「B」という表示の意味内容が「A」という意味ではない（ $B \neq A$ ）という解釈が確定されたときにはじめて、表意者（保険者）の内心の意思（A）と表示（B）の不慮の不一致、すなわち表示錯誤が問題となる。つまり、ここでの「B」という表示の意味内容の解釈（意思表示の解釈）の如何は、錯誤を論ずる際の先行問題ということになる。

そこで、本節では、この先行問題について若干の言及をしておくこととしたい。

まず、確認しておくべきは、「誤表は害さず／表示の誤りは効力を妨げない (falsa demonstratio non nocet)」といわれる原則である⁶⁾。これは、表意者が「A」というつもりで「B」と誤表示したが、相手方がその意思表示の状況から表意者の真意 (A) を認識してこれを承諾する場合、両当事者が一致して認識した意味内容 (A) で意思表示は効力を有し、客観的意味 (B) との不一致は意思表示の効力の妨げとはならない、ということである。すなわち、表意者 (保険者) が「A」のつもりで「B」と誤表示しても、相手方 (保険契約者) が「A」の意味と認識していれば、「A」という内容の契約が成立し、表示錯誤は問題にならない。このような考え方は、近時の学説⁷⁾とも概ね一致する。

そこで、次に問題となるのは、前記のような契約当事者共通の主観的意味 (A) を確定できない場合、すなわち、表意者は「A」というつもりで「B」と誤表示したが、相手方は「A」という意味とは認識しなかった場合である。この場合、「B」という表示の客観的意味の確定 (客観的解釈⁸⁾) が、まずは検討されることになる。

そして、このような表示の客観的意味の確定に当たっては、当事者の用いた表示手段 (言語・動作等) が、当該事情のもとで、慣習・取引慣行や条理に従って判断した場合に、相手方または一般社会によってどのように理解されるか、を標準としなければならない⁹⁾と解されている。

議論をわかりやすくするため、以下「B」という表示の「客観的解釈」は「B」以外にはなく、表意者 (保険者) の主観的意味内容である「A」 (あるいは第三の意味「C」) と解される余地はないことを前提とする。この場合、表意者 (保険者) が「A」のつもりで「B」と誤表示することにより、表意者 (保険者) の意図した意味内容 (A) と、表示が有する意味内容 (B) との不慮の不一致、すなわち、保険者の表示錯誤が生じる。このことには、おそらく問題はない。

他方、表示の「客観的解釈」の如何が、表示錯誤の先行問題として実際に浮上してくるのは、次に述べるような場合、すなわち、正 (A)、誤 (B) 両方の表示が並存しているような場合ではないかと思われる。

通常、保険契約の内容を表示する媒体には様々なものが存在する¹⁰⁾。そして、保険契約の内容には、単一の媒体にしか表示されないものもあれば、複数の媒

体に重複して表示されるものもある。

そうすると、保険者の誤表示には、単一媒体のみに表示される契約内容についての誤表示と、複数媒体に表示される契約内容についての誤表示とがあり得る。さらに、後者については、複数媒体すべてが誤表示の場合と、正誤両方の表示が並存する場合とがあり得る。

そして、「B」という誤表示が単一媒体になされている場合、あるいは複数媒体すべてになされている場合には、原則として、当該表示の「客観的解釈」としては、「B」と解するほかないであろう。しかし、複数媒体において正誤両方の表示（AとB）が並存している場合には、当該表示の「客観的解釈」が「A」であるのか、「B」であるのか、ということが、表示錯誤の先行問題としての争点となる可能性がある。

「A」と「B」のように、ある契約が矛盾する表示を含む場合の「客観的解釈」のあり方については、当事者の契約目的に照らして統一的に解釈することとしたり（大判昭和4年12月26日・法律新聞3081・16）、できるだけ契約が有効になるよう解釈すべきであるとしたり（大判大正3年11月20日・民録20・954）する判例がある。ただ、これらの事例も一応の参考にはなっても、汎用性ある定式となるものではない。前述したことの繰り返しになるが、「A」、「B」いずれが客観的解釈として成り立つかは、当事者の用いた表示手段（言語・動作等）が、当該事情のもとで、慣習・取引慣行や条理に従って判断した場合に、相手方または一般社会によってどのように理解されるか、を標準として、個別的に判断していくほかないと解される。

さて、錯誤の先行問題としての「意思表示の解釈」について、以上縷々述べてきたことをまとめたものが次表である。

保険者の主観的意思	保険契約者の主観的意思	表示	意思表示の解釈	保険者の表示錯誤の成否
A	= A	B	双方の主観的意思の一致=A （「誤表は害さず」の原則）	表示錯誤なし （ケース①）
	≠ A	Bのみ	客観的解釈=B	表示錯誤 （ケース②）
		B・A 並存	客観的解釈=Bと解される場合	表示錯誤 （ケース③）
			客観的解釈=Aと解される場合	表示錯誤なし （ケース④）

そして、次節以降の検討が妥当する範囲は、上表のケース②及び③ということになる。このことを念頭に、錯誤論の本題に移る¹⁰。

第2節 民法95条本文

民法95条によれば、錯誤による意思表示の無効を表意者が主張するための要件として、法律行為の要素に錯誤があること（同条本文・「要素の錯誤」要件）、そして表意者に重過失がないこと（同条但書・「表意者の無重過失」要件）が定められている。ここでは、第一に、前者の「要素の錯誤」の要件について検討する。

まず、民法95条本文にいう「法律行為の要素」であるが、これは、本稿において「保険契約の要素」と置き換えることができる。そして、端的に言えば、「保険契約（法律行為）の要素」とは、保険契約（法律行為）の「基本的属性」あるいは「重要事項」等と表現することができる。そうすると、保険者の表示錯誤が、保険契約（法律行為）の要素の錯誤に該当するか否かについては、それが保険契約（法律行為）の基本的属性に関する錯誤であるか否かによることになる。

もっとも、何が保険契約（法律行為）の基本的属性（要素）に当たるか、ということは、一義的にこれを記述することが困難である。ただ、一般に、法定の保険証券記載事項や、主たる保険金支払事由等の保険約款上の重要事項がそれに当たると解することは可能と考えられる。逆に、平均的な保険契約者が、保険契約の締結に際し、必ずしもその内容を了知しているべきことを要求されないような、保険約款の細部の規定等の非重要事項の錯誤については、「要素の錯誤」の要件を満たさないと解される可能性がある。

また、「要素の錯誤」の要件については、錯誤が、意思表示の内容に関し、かつ通常人の判断を基準として、もしその錯誤がなかったら表意者はその意思表示をしなかったであろうと認められることをいう、とされている（通説・判例（大判大正5年7月5日・民録22・1325等））。この「通常人の判断」が基準とされるということは、すなわち、錯誤者である保険者側の主観的事情によって判断されるのではない、という意味において重要である。

第3節 民法95条但書

第二に、「表意者の無重過失（民法95条但書）」の要件について検討する。理論上、保険者が錯誤に陥る原因については、保険者に過失がある場合と、

過失がない場合とが考えられる。このうち、保険者有過失の事例については、過失の程度に応じて重過失の場合と軽過失の場合が考えられる。

もっとも、民法 95 条但書との関係では、表意者である保険者の重過失の有無が問題となるのであって、軽過失か無過失かの区別は重要ではない。また、「動機の錯誤」ではなく、保険者の事務的ミスに起因する「表示錯誤」を検討対象とする本稿においては、保険者無過失の事例をもともと想定していない。

したがって、ここでは、何らかの保険者側の過失に起因して表示錯誤が生じたことを前提に、当該過失を「軽過失」と評価するか、「重過失」と評価するかが問題となる。

もっとも、「軽過失」か「重過失」かの区別は、いわば程度問題であり、一義的な判断は困難である。しかし、そうはいつても、判断の指針が何も存在しないわけではない。一般に、民法 95 条但書における重過失は、表意者の職業、行為の種類・目的等に応じ普通にしなければならない注意を著しく欠くこと、とされている。例えば、株式売買を業とする株式の買主が、株式譲渡制限のあることを知らなかったという事案において、会社の定款を調査しないことについて買主の重過失と認定した判例（大判大正 6 年 11 月 8 日・民録 23・1758）がある。

また、電子商取引における事業者の価格誤表示の例⁹⁹になるが、事業者の錯誤と民法 95 条の適用関係について解説する資料として、経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が公表されている。そこでは、「価格誤表示をした売主に重大な過失がなかったと認められる場合は限定的」とされ、「一般論としては、売主が事業者の場合には、個人の場合よりも、重過失を否定するのがより困難」とされている¹⁰⁰。すなわち、一般論として、事業者には高度の注意義務が求められるべきことが説かれている。

さらに、保険料率表につき誤ったものが適用され、本来あるべき保険料よりは保険契約者に有利な内容の保険料による契約が成立してしまったような場合について、保険者に錯誤があるとしても、「原則的には保険者に重過失があったものとして修正された内容で契約が成立したと考えるべき」とする見解¹⁰¹も見られる。保険者の過失を一律に重過失とみなすのであれば行き過ぎであろうが、保険の専門家によるミスという点に鑑み、「原則的に」重過失と解するのであれば、支持され得るように思われる。

第4節 保険契約者の認識（悪意）

ところで、民法95条の条文には書かれていないが、意思表示の相手方（保険契約者）の認識（とりわけ、表意者の錯誤についての相手方の悪意の成否）という要素が、民法95条の解釈論においては特に重視されており、この点にも言及しておく必要がある。

もともと、民法95条は、錯誤者である表意者の保護のための規定である。しかし、それは、あくまでも相手方の保護との調和の上に成り立つものである。そこで、表意者の相手方が錯誤について善意無過失であるならば、もはや表意者による無効の主張は許されない（「相手方の悪意ないし過失」を錯誤無効の要件）とする説が有力とされている⁹⁹。

もっとも、相手方の過失を錯誤無効の要件とする上記有力説には反対説も存在する¹⁰⁰。また、何を基準として相手方の過失を認めるか、ということ自体にも争いがある¹⁰¹。

しかし、ほぼ通説的な見解として、相手方が、単なる過失よりもさらに進んで、表意者に錯誤のあることにつき悪意であるときは、そのような相手方を保護する必要はないため、民法95条但書は適用されない¹⁰²と解されている¹⁰³。つまり、保険者に重過失があったとしても、保険契約者が保険者の錯誤について悪意である場合には、保険者は民法95条による錯誤無効を主張し得ると解される。

さて、抽象論としては以上のとおりであるが、具体論としては、「保険契約者悪意の保険者錯誤」というものが如何なる態様において成立するか、ということが問題となる。無論、様々なケースがあり得るが、典型的に想定されるのは、次のような場合であろう。すなわち、保険者による誤表示の内容が、常識的な相場感覚と極端にかけ離れているというような場合である。

この点について、前掲の経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」では、価格誤表示をした売主に重過失があるとしても、「購入希望者が当該商品の表示価格の誤表示を認識していた場合には、売主（表意者）は錯誤無効の主張ができる」とされ、具体例として「大型テレビのように市場価格上下限が比較的明瞭で消費者が大まかな価格相場を把握していると考えられる製品につき通常の相場価格より1桁安い価格を表示した場合や、匿名掲示板で価格誤表示が取り上げられているのを見て注文を行ったことが明らかな場合など」

が挙げられている⁹⁹。

また、下級審裁判例（東京地判平成19年8月3日・公判判例集未登載）であるが、インターネット上、実際には13万1000円の商品を誤って1万3100円と表示して注文を受けた販売会社が、売買契約の無効確認等を求めた訴訟の判決で、「表示価格が誤りだったことを注文者が認識していたことは明らか」であるとして、契約を無効と判断した事案も存するようである¹⁰⁰。

要するに、通常人の相場感覚、常識感覚等に照らし、事業者（保険者）の意思表示が錯誤に基づくものであることが一見して明らかであると認められるような場合には、錯誤についての消費者の悪意が推定され、その意思表示の無効を事業者（保険者）が主張し得る可能性が高い、ということがいえるのではないと思われる¹⁰¹。もっとも、消費者が価格相場等を主体的に把握していることが一般的に想定される電子商取引商品と比べ、対面コンサルティング販売が主流の保険契約では、消費者の悪意が認められるケースは限定的であろうことには、留意する必要がある。

第5節 小括

以上、保険者の表示錯誤により、保険契約者に有利な内容の意思表示がなされた場合に、保険者が、保険契約者の意思の如何にかかわらず一方的にそれを無効とすることができるか、という問題について、民法95条の錯誤論の観点から検討を行ってきた。ここで、その内容を総括しておく（なお、錯誤の先行問題としての「意思表示の解釈」の段階で、表示錯誤が成立しないケース（本章第1節参照）については、ここでは言及しない）。

まず、民法95条の錯誤無効の主張に際し、保険者の錯誤が「要素の錯誤（民法95条本文）」の要件を満たすか否かが検討されることになるが、これは、当該錯誤が、保険契約の基本的属性（重要事項）に関するものであるかどうかという観点から、個別具体的に判断されることになる（本章第2節）。

そして、この要件を満たす場合、次に、保険者の重過失の有無（民法95条但書）が評価されることになる。

ただ、既に見たとおり（本章第3節）、事業者である保険者の表示錯誤において、保険者に重過失がないと解されるケースは限定的であるとの見方が一般的なようである。

もっとも、保険者に重過失があると解される場合であっても、保険者の錯誤

につき悪意の保険契約者に対しては、保険者は錯誤無効を主張し得ると解されることは、ほぼ通説的に承認されるところである（本章第4節）。

したがって、結局、「保険契約者悪意の要素の錯誤（原則無効）」か、「保険契約者善意の錯誤（原則有効）」かが、錯誤による意思表示の私法的効力の判定としては重要な意味を持つことになるものと解される。

第3章 約款契約の個別の変更

第1節 いくつかの下級審裁判例

本章では、前章の論点（民法95条の錯誤論）を離れ、保険における「約款契約の個別の変更」の効力について検討を試みるものであるが、下級審裁判例の中に、その効力を否定的に解するものがいくつか見られる。本節では、その内容について概観する。

まず、東京高判平成元年12月21日（判時1341・92・以下「裁判例①」）は、共済組合の使用人が、共済契約上填補されない家財の損害につき、填補されるかのような不実の説明をして契約を締結させたとして、契約者が共済組合に対し、罹災した家財についての火災共済金を得られなかったことによる損害賠償を求め提訴した事案である。判決は、結論において契約者の請求を棄却したが、傍論として、要旨次のように述べ、「保険の団体性」を根拠に、「約款契約の個別の変更」の効力に否定的見解を示している。

「保険契約は、保険者と契約者との個別契約により締結されるものである。しかしながら、保険契約は、保険制度の存在を前提とし、これに加入することを目的として締結されるものである。保険制度は、保険事故の発生の蓋然性を測定し、これに基づいて支払の予想される保険金の総額と契約者から支払を受ける保険料の総額が均衡を保つような仕組みで、多数の加入者を集めて保険団体を形成し、いわば協同備蓄をして危険の分散を図る制度である。したがって、保険契約は、多数の加入者のあることを前提として、これによる同一の保険団体が形成されるという集団的システムが必要不可欠であり、定型的な内容で均一化された条件（約款の定めるところによる）でこれに加入する趣旨で契約を締結するのをその本質とするものであって、右のような団体形成の要素がなく孤立した独自の条件による個別の契約は保険契約の本質に反するものである。

したがって、ある種類の保険契約を単独の当事者とだけ締結することは、保険にとって不可欠な保険団体の形成の要素を欠き、保険としての本質に反するものであって、保険契約としては許されない。

また、札幌地判平成2年3月29日（判タ730・224・以下「裁判例②」）も、保険代理店と保険契約者双方が保険約款を誤解して損害保険契約を締結した場合において、保険約款どおりの契約の成立を認めた事案である。ここでも、判決は、要旨次のように述べ、保険の団体性を根拠に、「約款契約の個別の変更」の効力を否定的に解している。

「普通保険約款を適用する保険契約を締結する際に、契約当事者がその保険契約に適用される普通保険約款をたまたま誤解していて、その誤解に基づく内容の意思の合致があったように見える場合でも、当該保険契約に適用される普通保険約款とは異なる特約をする合意であるとか普通保険約款自体を変更する合意であるとみることができない。仮に、そのような意思の合致と見えるものに保険契約の内容を構成するような合意としての効力を認めるとすると、多数の加入者を前提としてその多数の加入者についての危険の分散を図ろうとする保険制度の団体性に反して一部の加入者に特別の有利な契約条件を認めることにもつながるから、結局右のような意思の合致と見えるものがあったとしても、それは、保険契約の内容になることはない」と解すべきである。

さらに、神戸地判平成9年6月17日（判タ958・268・以下「裁判例③」）は、地震保険で、約款規定上の保険金限度額を超える保険金額が保険証券に記載された場合において、被告（保険者）が、約款規定上の保険金限度額を超える部分の保険金の支払を拒絶したため、原告（保険契約者）が提訴した事案である。判決は、やはり「約款契約の個別の変更」の効力を否定的に解し、要旨次のように述べ、原告の請求を棄却している。

「本件保険契約では、保険金額について本件建物1が1000万円、本件建物2が125万円としており、このことは保険証券にも明記されているところ、本件約款で同一構内、同一所有者の建物についての限度額を1000万円と定めているのと異なる内容となっている。原告は、このことを指して本件保険契約が本件約款と明らかに異なる意思をもって締結されたことを示すものとし、本件約款によるとの契約当事者の意思は覆された旨主張しているが、右の点だけから、直ちに本件保険契約が本件約款の適用を排除していると認めることはでき

ない。すなわち、普通保険約款は、大量の定型的な保険契約を合理的かつ平等に処理するためのものであり、その各条項は、保険事故に際して厳格かつ公平に適用することが要請されるものである。それゆえ、約款の条項と異なった内容が保険契約で定められた場合、原則として、それが直ちに契約の内容になるとするのは相当でなく、約款の条項に副う範囲に修正するか、約款の条項に反する部分を無効として扱うことになる」。

さて、これらの裁判例は、(約款と異なる保険証券表示が問題とされた裁判例③はともかく) 保険者自らがした表示の私法的効力の如何が争われた事案とはいえない。しかし、「約款契約の個別の変更」の効力の問題について、基本的な考え方を明らかにした事例として、下級審の判断ではあるが、示唆に富むものと思われる。以上を踏まえ、次節では、学説の議論状況について概観する。

第2節 学説の概況

学説の中には、保険における「約款契約の個別の変更」の効力を消極的に解する前記下級審裁判例の立場を支持し、裁判例①の傍論部分も含めた判旨に肯定的見解を示すものが見られる。そこでは、「普通取引約款一般については個別的合意の有効性は広く認められようが、こと普通保険約款に関しては、保険の団体性の観点から異なる考慮が働く局面があり、「そもそも、保険契約法の適用や解釈において、保険の団体性が常に全く考慮されない訳ではなくて、ある局面では保険の団体性が一定程度考慮されることもある。したがって、普通保険約款と異なる個別的合意の効力を、保険の団体性の観点から一定程度制限することは理論的にも充分にあり得る」とされている⁹⁹。

また、裁判例③に関する評釈として、判決の結論に賛成する見解も見られる。そこでは、約款契約一般における個別的取り決めの優先を説く解釈論に対して、「団体的処理を前提とする個別的取り決めの優先と団体的処理を前提としない個別的取り決めの優先とを峻別しなければならない」と批判がなされ、「保険約款は保険の団体性や保険契約の本質的附合契約性から特殊性が肯定されるべきであり、売買約款や請負約款といったいわゆる便益的約款とはその本質、解釈が異なってくる」と説かれる¹⁰⁰。

しかし、これらの見解の存在にもかかわらず、「保険の団体性」を殊更に強調する前記下級審裁判例の立場は、必ずしも学説の多数の支持を得ているわけではないようである。

例えば、裁判例③の研究において、判旨に反対する複数の見解が見られる。そこでは、個別約定事項を約款で制限することは約款の制度的濫用であり、保険者に要請されるに過ぎない契約者平等原則を約款の拘束力論における白地商慣習に込めることは適切ではない、と説かれる⁹⁹。また、「約款を用いても、あくまで契約であるから、法規的な解釈までは必要ではない」、「保険事故に際して普通保険約款の各条項を厳格かつ公平に適用する必要があるというのは正当な指摘としても、それはあくまで同じ内容の契約を等しく扱うべきであることを意味するに過ぎず、契約の内容が異なっていれば別異に取り扱われて然るべきであり、この理由付けは、約款と異なる内容での契約の成立を否定する理由とはならない」等の理由により、判旨を批判する見解もある¹⁰⁰。

さらに、裁判例②や③等を題材とした研究で、「保険の団体性あるいは技術構造それ自体に規範性を付与すべきではなく、保険契約においても、契約法上の通常の規整に従った解釈を行い得る」と説くものも見られる¹⁰¹。

要するに、前記下級審裁判例の立場に批判的な、これらの見解を一般化して述べるとすれば、山下友信教授による次の説明を引くのが適切であろう。すなわち、「約款に関する一般理論としては、約款を使用する取引であるというだけで特定の顧客との間で約款と異なる個別合意の成立する可能性自体を否定することはできず、そのことは保険約款についても当てはまるというべき」であり、保険の「団体性はあくまでも保険契約に関する立法や解釈理論を構築する際における実質的な考慮要素ということにとどまるものであり、直接的な法的効果を生み出すものではない」という理解である¹⁰²。

他方、このような理解は、約款契約であるところの保険契約の特殊性が、契約法（私法）の領域において一切考慮されない、ということにもなりかねず、果たして、そのように単純に割り切ってよいのか、との疑問も生じ得る。この点に関し、山下教授は、「約款の修正が特定の保険契約者にとって有利な内容のものであるということから、これは保険業法で禁止される特別利益の提供に該当する可能性がある。特別利益の提供の禁止もそれ自体ですべての私法上の効力に影響を及ぼすものではないが、保険契約者にとって軽微とはいえ著しい利益を与えるようなものである場合には、給付反対給付均等原則に基づいて運営されるべき保険制度の趣旨に著しく反することになり、これは法的には公序良俗違反として評価されるべきである」との見解¹⁰³を示される。このように

解すれば、「保険の団体性」や「保険契約者間平等原則」にも、一定程度配慮されることにはなるだろう。

第4章 おわりに

本稿は、保険者の表示錯誤により、保険契約者に有利な内容の意思表示がなされた場合に、保険者が、保険契約者の意思の如何にかかわらず一方的にそれを無効とすることができるか、という私法上の法律問題について、「錯誤論」と「約款契約の個別の変更」の二つの観点から検討を行ってきた。最後に、これまでの検討内容を総括することとした。

まず、錯誤論の観点からは、原則として、保険者の錯誤が「要素の錯誤」に該当し、かつ「保険契約者の悪意」が認められる場合にのみ、民法95条に基づく錯誤無効を保険者が主張し得る、との解釈を示した（第2章第5節参照）。これは、事業者である保険者の表示錯誤の場合、「表意者の無重過失」要件（民法95条但書）を具備することが困難であるとの基本的理解に立ち、保険者による錯誤無効の主張の可能性を謙抑的に解しつつ、「保険契約者悪意の要素の錯誤」というケースにおいてのみ、その主張を認めようとする解釈論である。

他方、問題となるのは、かかる「保険契約者悪意の要素の錯誤」が成立しない場合、とりわけ「善意の保険契約者」を相手とする場合に、保険者の表示錯誤に基づく意思表示を常に有効と解すべきか、ということである。そこで考慮されるのが、「約款契約の個別の変更」にかかる議論である。すなわち、もし「約款契約の個別の変更」が（原則的に）無効と解されるのであれば、錯誤論に基づく上記結論の如何にかかわらず、保険者の表示錯誤に基づく意思表示の効力を（原則的に）否定すべきことになる、ということである。

ただ、この問題については、先例規範性を有する最高裁判例は確立されておらず、また、通説というべき見解も見出し得ない状況にある。もっとも、錯誤者（保険者）の立場では、「保険の団体性」を根拠に「約款契約の個別の変更」を（原則的に）無効とする前記下級審裁判例（第3章第1節参照）や、これを支持する見解が、比較的受け入れ易い解釈論であるかもしれない。しかし、これらが、必ずしも学説の多数の支持を受けているわけではない、ということも、認識しておく必要がある（第3章第2節参照）。

結局、この問題は、保険契約における「保険団体性」と「個別契約性」のバランスを、如何にして図るかの問題であるように思われる。例えば、「保険の団体性」を強調する解釈論においては、「約款契約の個別の変更」に基づく契約履行責任を保険者に負わせることは原則的に認められないことになるが、しかし、それとは別の法律構成として、保険者に不法行為による損害賠償責任（民法 709 条、710 条）を負わせるという形で、善意の保険契約者の個別的救済を一定程度図ることは可能と解すべきであろう⁸⁰。逆に、「約款契約の個別の変更」の効力を否定する根拠として「保険の団体性」を援用すべきではない（したがって、原則的に当該個別の変更どおりの契約履行責任を保険者が負う）とする解釈論においても、一部の保険契約者に対する「特別利益の提供」の程度が著しい場合においては、「公序良俗違反無効（民法 90 条）」の法律構成により、「保険の団体性」や「保険契約者間平等原則」にも一定程度配慮することは可能と解されよう。

すなわち、いずれの解釈論にせよ、保険者の誤表示を信頼した善意の保険契約者の個別的利益と、その他の保険契約者全体の公益・公序との利益衡量を適切になし得ることこそが肝要なのであって、そのための道筋を説得的に示すことが、保険実務上の課題ということになるものと思われる。

-
- (1) 本稿中の見解は筆者個人の私見であり、筆者の所属組織の見解とは一切関係がない。
 - (2) 代表的な研究として、中西正明『保険契約の告知義務』有斐閣（2003 年）140 頁以下。
 - (3) 告知義務違反以外の、保険者の錯誤に関する裁判例を題材とした研究として、岡田豊基「保険者の錯誤」保険学雑誌 600 号（2008 年）189 頁があるが、そこで挙げられる事例も「表示錯誤」に関するものではない。
 - (4) なお、保険者自身の錯誤による場合のほか、保険者の委託を受けた保険募集人の故意や錯誤に基づく行為による場合も、かかる不慮の事態の典型として想定される。
 - (5) 法律行為の無効には「全部無効」と「一部無効」があるが、本稿では単に「無効」とする。なお、一般論としては、全部無効としない限り当事者意思や公序良俗に反するような場合を除き、一部無効による解決が望ましいとされる（民法 95 条に関して、最判昭和 54 年 9 月 6 日・民集 33・5・6 30 参照）。
 - (6) 詳しくは、小林一俊「契約における合意と錯誤」遠藤浩他監修『現代契約法大系（1）』有斐閣（1983 年）286 頁参照。
 - (7) 内田貴『民法 I（第 4 版）』東京大学出版会（2008 年）269-270 頁、四宮和夫・能見善久『民法総則（第 7 版）』弘文堂（2005 年）161 頁等。

- (8) 内田貴前掲書 272 頁。
- (9) 四宮和夫・能見善久前掲書 161 頁。
- (10) 保険約款・特約条項, 保険証券, 保険申込書, パンフレット, 保険設計書等が例。
- (11) なお, 実務上はケース③かケース④かの峻別が, 表示錯誤の先行問題として困難かつ微妙な判断を要する場合も多いと思われるが, 本稿では, この問題には深入りしない。
- (12) 事業者の一つの誤表示が, 数量的に大規模な問題を惹起するという点において, インターネット通信販売等の電子商取引上の価格誤表示問題と本稿の論点は共通性を有する。
- (13) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(2008年) 16 頁, 17 頁。
- (14) 山下友信『保険法』有斐閣(2005年) 115 頁。
- (15) 近江幸治『民法講義 I 民法総則 [第 6 版]』成文堂(2008年) 213 頁, 217 頁。
- (16) 川井健『民法概論 1 民法総則 [第 4 版]』有斐閣(2008年) 178 頁。
- (17) 近江幸治前掲書 217 頁。「錯誤予見可能性説」と「重要事項予見可能性説」がある。
- (18) 同上 216 頁他。なお, かかる「相手方悪意の表示錯誤」のケースにつき, 錯誤以前の問題として無効とする少数説(磯村保「法律行為の解釈方法」加藤一郎・米倉明編『民法の争点 I』有斐閣(1985年) 31 頁)もある。
- (19) 前掲「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」16 頁。
- (20) 読売新聞 2007 年 8 月 4 日付記事。
- (21) 電子商取引上の価格誤表示に関する見解として, 松本恒雄「インターネット取引と消費者保護」法とコンピュータ 22 号(2004年) 52 頁, 木村真生子「電子商店街での価格の誤表示と契約の成否」ジュリスト 1351 号(2008年) 119 頁。
- (22) 吉澤卓哉「保険契約申込書への記入内容と異なる合意」現代ビジネス判例編集委員会編『現代ビジネス判例』法律文化社(2003年) 221-222 頁。
- (23) 桑原茂樹「判批」法学研究(慶應義塾大学) 72 巻 9 号(1999年) 99 頁。
- (24) 木下孝治「地震保険における保険金限度額を超過した保険金額約定の効力」損害保険研究 60 巻 1 号(1998年) 87 頁。
- (25) 榊素寛「判批」ジュリスト 1180 号(2000年) 85 頁。
- (26) 小林道生「保険募集における説明義務と民事責任」損害保険研究 61 巻 3 号(1999年) 89 頁。
- (27) 山下友信前掲書 63 頁, 114 頁。
- (28) 同上 114-115 頁。
- (29) ただし, この場合の「損害」とは何か, ということ自体が難問ではある。